

農林水産省食品安全啓発キャラクター
「カンピィ」デザイン使用許諾要領

制定 令和8年7月29日 8消安第2629号

(趣旨)

第1条 我が国において発生する細菌性食中毒のうち、カンピロバクターによるものは件数が多い一方で、一般消費者における病因物質としての認知度は必ずしも高いとは言えず、名称、特徴及び感染経路等について十分に理解されていない状況にある。

食肉（とりわけ鶏肉）を介した食中毒の予防においては、原因となる微生物の存在及び性質に関する理解が、適切な行動の選択に資する重要な要素となる。

このため、カンピロバクターに関する国民の認知度の向上を主たる目的として、その理解を促進し、食中毒の発生防止及び食品安全に関する理解の増進に資するため、農林水産省が作成したキャラクター「カンピィ」（以下「キャラクター」という。）を活用するものである。

この点、関係団体等が同趣旨の普及啓発活動においてキャラクターを使用することが想定されることから、その使用目的及び取扱いを明確にし、適正な使用を確保するため、本要領を定めるものとする。

(キャラクターの位置付け)

第2条 キャラクターは、カンピロバクターに関する国民の理解を促進することを目的として作成された啓発用のものであり、特定の商品、事業者又は取組（以下「商品等」という。）の安全性、品質その他の内容について、保証、推奨又は評価を行うものではない。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターの使用は、次に掲げる目的のためのものに限るものとし、商品等について、当該事業者等がカンピロバクター対策を実施していること、又は食品の安全が確保されていることを表示し、若しくは想起させる目的で、広告、宣伝その他これらに類する営利目的のために使用してはならない。

- (1) カンピロバクターに関する認知度及び理解の向上に資する普及啓発
- (2) 食中毒の発生防止及び食品の適切な取扱いに関する教育又は広報

(キャラクターの取扱い)

- 第4条 キャラクターの著作権は農林水産省が有しており、その使用に当たっては、別紙「カンピィ公式デザイン一覧」の「3. 公式デザイン一覧」に掲げるデザインA～H（以下これらを総称して「デザイン」という。）を使用するものとし、色彩、形状、表情その他これに準ずる要素について、改変を行ってはならない。ただし、色彩については、元のデザインをモノクロームにて使用したものは可とする。
- 2 デザインに文字、図形その他の要素を併記して使用する場合は、その内容及び態様について、あらかじめ農林水産省消費・安全局長の承認を得なければならない。
- 3 デザインの使用によりカンピロバクターに関する科学的知見を誤って伝えるおそれがあると認められる表現又は構成をしてはならない。

(使用許諾の申請及び使用許諾)

- 第5条 デザインの使用を希望する者は、様式1「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾申請書」により、使用媒体、使用目的及び使用予定期間その他必要事項を記載の上、申請を行うものとする。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、申請内容を審査の上、本要領の規定に適合すると認めた申請に限りデザインの使用を許諾することができるものとし、様式2「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾証」を発行する。

(使用を許諾しない場合)

- 第6条 農林水産省消費・安全局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインの使用を許諾しない。
- (1) 政治活動を目的とする団体又はその関係者による使用である場合
- (2) 宗教活動を目的とする団体又はその関係者による使用である場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力による使用である場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (5) その他、デザインの趣旨又は農林水産省の社会的信用を損なうおそれがあると認められる場合

(使用料)

- 第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用状況の報告義務)

- 第8条 第5条の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に関して農林水産省から求めがあった場合には、使用状況の確認又は普及啓発の参考とするため、様式3「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用報告書」及び成果物等を提出するものとする。

(責任の所在)

第9条 デザインの使用により生じた損害、紛争その他の問題については、使用者が自らの責任において対応するものとし、農林水産省は一切の責任を負わない。

(使用許諾の取消し)

第10条 農林水産省消費・安全局長は、使用者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 許諾した内容と異なる態様でデザインを使用したとき
- (3) 第6条各号のいずれかに該当したとき
- (4) 申請の内容に虚偽が含まれていたとき

(施行)

第11条 本要領は、令和8年7月29日から施行する。

問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局食品安全政策課微生物管理班

TEL:03-6744-0490

(様式 1)

農林水産省食品安全啓発キャラクター
「カンピィ」デザイン使用許諾申請書

令和 年 月 日

農林水産省
消費・安全局長 宛

申請者 [使用予定者]

(所在地)

(名 称)

(代表者)

デザインの使用に当たり、「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾要領」第5条第1項に基づき、下記のとおり、農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾要領の別紙「「カンピィ公式」デザイン一覧」の「3. 公式デザイン一覧」に掲げるデザインA～H（以下、これらを総称して「デザイン」という。）の使用許諾を申請します。

記

1. 使用媒体 (該当箇所をチェック☑)

☐ チラシ ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ Web ページ ☐ SNS

☐ 教育・研修資料 ☐ イベント配布物

☐ その他 ()

2. 使用目的 (該当箇所をチェック ☒)

□ カンピロバクターに関する認知度及び理解の向上に資する普及啓発

☐ 食中毒の発生防止及び食品の適切な取扱いに関する教育又は広報

- ### 3. 使用予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4. 使用地域又は使用対象（地域名、対象者、イベント名等）

※ 特定の事業者、店舗、商品又はサービスの広告・宣伝を目的とする使用ではありません。

5. 使用形態及び表現内容（掲載位置、併記する文言、使用文脈等を簡潔に記載）

6. 確認事項（すべて☑してください）

- ☐ 本要領の第3条に定める範囲内でのみ使用します。
- ☐ 本要領の第4条に定めるイラストの取扱いを遵守します。
- ☐ 本要領の第6条各号のいずれにも該当しません。
- ☐ 農林水産省から求めがあった場合には、様式3「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用報告書」及び成果物等を提出します。

7. 使用状況の公表について（該当箇所にチェック☑）

- ☐ 本申請に係るデザインの使用状況について、農林水産省がホームページ、冊子等において活用事例として公表することに同意します。
- ☐ 公表には同意しません。

※公表は、同意が得られた場合に限り行います。

8. 問合せ先

- (1) 部署名・担当者名
- (2) TEL
- (3) E-mail

※記入上の留意事項

- 1. 上記様式に記入が困難な場合は、「別紙」として添付してください。
- 2. 申請内容により、デザイン使用イメージ等の追加提出を求める場合があります。

(様式2)

農林水産省食品安全啓発キャラクター
「カンピィ」デザイン使用許諾証

令和 年 月 日

(申請者 [利用予定者]) 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 年 月 日付けの農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン
使用許諾申請書について、本通知により許諾することとし、その内容は申請書の記
載のとおりとします。

(様式 3)

農林水産省食品安全啓発キャラクター
「カンピィ」デザイン使用報告書

令和 年 月 日

農林水産省消費・安全局長 宛

申請者〔利用予定者〕（所在地）
（名 称）
（代表者）

農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザインの使用に当たり、「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾要領」第5条による使用許諾に基づきデザインを使用したので、下記のとおり報告します。

記

1. デザインを使用した媒体（該当箇所にチェック☑する）
- ☐ チラシ ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ Web ページ ☐ SNS
- ☐ 教育・研修資料 ☐ イベント配布物
- ☐ その他（ ）
2. 成果物等（チラシ、ポスター、Web、画面の写し、写真、記事等）がある場合
- ☐ 配付（予定）数等：
- ☐ 配付先等：
- ☐ 成果物：別添のとおり
3. デザインを知ったきっかけ：（該当箇所にチェック☑する）
- ☐ 農林水産省 HP・SNS ☐ 他団体が活用しているのを見て
- ☐ 他団体からの紹介 ☐ 雑誌・TV・新聞・SNS など
- ☐ その他（ ）

4. 農林水産省が利用許諾状況をホームページ等で公表する場合、貴社名等の公表の可否（該当箇所にチェック☑する）

☐可 ☐不可

5. 問合せ先

（1）部署・御担当者名：

（2）TEL・FAX：

（3）E-mail：

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にデザインの印刷を行う場合は、構成員1名が代表して報告を行うものとする。

カンピィ公式デザイン一覧

1. 本資料の位置づけ

カンピィは、農林水産省が作成した啓発用キャラクターである。

本資料は、「農林水産省食品安全啓発キャラクター「カンピィ」デザイン使用許諾要領」第4条に基づき、公式デザインを示すものである。

2. 公式デザインについて

本キャラクターには、以下の公式デザインがある。いずれも農林水産省が作成し著作権を有する正式なデザインであり、利用目的や媒体に応じて選択して使用することができる。

3. 公式デザイン一覧

【デザインA】基本 	【デザインB】ドヤ顔 	【デザインC】バトル 
【デザインD】立ち 	【デザインE】浮遊 	【デザインF】退散① 
【デザインG】退散② 	【デザインH】ロゴ 	